

有害大気汚染物質測定業務仕様書（案）

1 目的

本仕様書は有害大気汚染物質の測定に関し、受注者が行うべき業務について必要な事項を定め、業務の適正な実施を期するものとする。

2 業務内容

受注者は有害大気汚染物質測定に関し、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）で定められた方法を用いて試料の採取及び分析を行うものとする。

3 業務内容の概要

(1)測定地点・測定項目

①一般環境（那覇市保健所）：21項目

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、水銀及びその化合物、ニッケル及びその化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベンゾ〔a〕ピレン、酸化エチレン

②沿道（琉銀松尾支店3Fバルコニー）：6項目

トルエン、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ベンゾ〔a〕ピレン

(2)測定回数及び測定日

①一般環境、②沿道ともに隔月測定（偶数月：6回）

※二重測定及びトラベルブランクはなし。

測定日は、沖縄県衛生環境研究所と調整して同日に実施予定。天候等によりやむを得ず実施できない場合は、市と調整の上変更できるものとする。

(3)サンプリング

次のような場合には、サンプリングを延期し、市の指示を受けるものとする。

①サンプリング地点で平常時と異なる臭気が感じられる場合。

②付近(概ねサンプリング地点から50m以内)で野焼きやペンキ工事、道路舗装工事等が行われている場合。

③サンプリング地点近傍で継続して車両のアイドリングや発電機の稼働が行われている場合。

④その他、異常値が得られることが予想される場合。

(4)高値出現時の処置

各月の測定結果において、高値が出現した場合(概ね前年度平均値の2倍以上)には、

サンプリングを行った日の周辺状況等を調査し、その原因等を市に速やかに報告するとともに、市の指示を受けること。

(5) 廃液等の処理

分析時などに生じる廃液等の廃棄物については、廃棄物処理法などの関係法令に基づき、適正に処理すること。

4 受注者は、契約締結後、速やかに主任技術者名簿を提出するものとする。

5 結果の報告

受注者は、令和5年3月31日までに下記の事項についてとりまとめた報告書1部を委託者に報告する。

(1) 有害大気汚染物質測定結果(環境省報告形式による結果※注)

(2) 採取時の状況(採取日時、気象等)及び写真

(3) 分析データ

(4) 隔月毎の検出下限値及び定量下限値の一覧表

なお、分析結果が出次第、市に速やかに報告すること。その後、測定した翌月の20日(当日が休日の場合はその翌日)までに、速報を1部提出すること。速報は分析結果、採取時の天候の他、臭気や工事等の有無を記載すること。

6 業務完了報告書

業務が完了したら、令和5年3月31日までに業務完了報告書を提出する。

7 適正な労働環境の確保

労働基準法その他の法令規則を遵守すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議のうえ決定するものとする。

※注：環境省報告形式

測定値が検出下限値未満の場合、検出下限値の1/2を分析結果として集計し、右欄にN.Dを表示する。また、検出下限値以上、定量下限値未満の場合、分析値をそのまま結果として集計し、右欄に*を表示する。